平成２３年（フ）第１３９０５号
東京都江戸川区北小岩６丁目10―13―401
破産者　加村　裕正
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９０６号
東京都江戸川区北小岩６丁目10―13―401
破産者　加村　史子
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４号
長野県北安曇郡松川村5689番地76
破産者　医療法人二葉会
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１３３８号
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南３丁目９番地20
破産者　東日本産業株式会社
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１４号
埼玉県川口市幸町２丁目８番33―203号
破産者　有限会社アーサー企画
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５５号
埼玉県川口市赤井４丁目７番３号
破産者　タキノ株式会社
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７０号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字白岡1504番地１―603
破産者　有限会社ヤシロ
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
千葉県我孫子市寿２丁目９番７号
破産者　有限会社スガペン工業
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５６８号
茨城県石岡市北府中１丁目13番46号
破産者　株式会社ジェイ・ピイ・ビイ
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５６９号
千葉県松戸市小金清志町２丁目46番地の１
コーシン松戸マンション114号
破産者　藤井　邦子
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６３３号
千葉県柏市松葉町１丁目15番地の３
破産者　株式会社ノスタルジア
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６３４号
千葉県柏市松葉町１丁目15番地の３
破産者　藤川　憲一
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３９１７号
東京都港区虎ノ門２丁目２番５号　共同通信会館
破産者　株式会社レックス経営研究所
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８号
長野県飯田市北方82番地１
破産者　株式会社ＴＡＣＫ
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第３１４号
静岡市清水区興津東町1234番地
破産者　有限会社はま風
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１６０号
大阪市大正区鶴町１丁目１番40号
破産者　清晃陸運株式会社
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９８２号
大阪府吹田市江坂町１丁目23番43号
破産者　株式会社Ｆｏｒｅｆｒｏｎｔ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２９５号
大阪市東淀川区下新庄５丁目６番36号
破産者　株式会社ライスフィールド
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５４５号
大阪市北区梅田１丁目２番２―1500号大阪駅前第２ビル
破産者　株式会社シー・エス・エヌ
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６９３号
大阪市中央区船場中央１丁目３番２―110号
破産者　有限会社ウーノオット
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８０９号
大阪市西淀川区竹島３丁目１番１号
破産者　有限会社酒井商会
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０２２号
大阪府吹田市昭和町６番１号
破産者　末広産業株式会社
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部